

名古屋地方裁判所委員会（第36回）議事概要

- 1 日時 令和4年11月10日（木）午後1時30分から午後3時40分まで
- 2 場所 名古屋地方裁判所
- 3 出席者

【委員】

井上新、宇野雄祐、大津知美、梶原弘司、金山陽一、佐々木聡史、清水貴子、杉浦章介、竹内裕美、瀧誠、星野不二雄、山田耕司、吉枝道生、吉村典晃（五十音順、敬称略）

【説明者】

和田事務局長、江村裁判員調整官、坂口総務課課長補佐

【事務担当者】

神谷刑事首席書記官、沖本名古屋簡裁首席書記官、柴田民事次席書記官、鈴木事務局長、宮崎事務局長、中島総務課長、板津総務課課長補佐

4 議事

- (1) 開会
- (2) 委員長選任
委員の互選により、吉村典晃委員が委員長に選任された。
- (3) 委員長挨拶
- (4) 委員紹介
- (5) 前回（第35回）委員会以降の取組紹介

【説明者（和田事務局長）】

本日の議論に入る前に、前回のテーマである「職場の事務改善について～既成概念にとらわれないアイデアを生み出せる職場づくり～」について、委員の皆様から御紹介いただいた事例や御意見を踏まえ、裁判所

での具体的取組として活用させていただいた事例を報告させていただく。

まず、人材育成・人事評価の観点から、「職員が目標を立て、果たした役割や行動に対し、組織が正しく評価するという一連の動きをサイクルで実践する」ことの重要性についての御意見や、「組織力研修としてチームビルディング研修を開催した」という事例の御紹介をいただいた。

この点については、名古屋地方裁判所の管理職員全員を対象とする研修において、評価者である管理職員と被評価者である部下職員との間で行う面談を題材としたロールプレイを実施し、人事評価の評価結果を部下職員にフィードバックし、次の育成目標に繋げる上での留意点について、参加者間で意見交換を行った。さらに、外部講師の方をお招きしてチームビルディング研修を実施し、管理職員が、チームのメンバーひとりひとりのスキルや能力、経験を最大限に引き出し、目標を達成できるチームを作り上げるためのスキルやヒントを学ぶ機会を設けた。

次に、「本音で役職に関係なく会話ができる場があるとよい」という御意見をいただいた。

この点については、例えば、役職を問わず全職員を対象に、デジタル化をテーマとして広く意見交換できる場を設け、意見交換の結果を組織内で情報共有したり、システム開発に関する職員からの意見聴取についても、上司や所属する部署を通じた意見聴取とは別に、誰からでも直接担当部署に意見を届けることができる窓口を活用するなどして、既成概念にとらわれないアイデアを生み出せる職場づくりに取り組んでいるところである。

(6) 協議テーマ「裁判員制度について～若者の積極的な参加に向けて～」に関する意見交換

次の二つのテーマに分けて意見交換を実施した。意見交換の要旨は、別紙のとおり。

テーマ1 「若年層への情報発信・働きかけ～若年層の積極的な参加に向けて」

テーマ2 「若年層の裁判員への配慮」

(7) 次回意見交換のテーマ

利用しやすい簡易裁判所を目指して（仮）

(8) 次回開催日時

令和5年5月30日（火）午後1時30分

(別紙)

協議テーマに関する意見交換の要旨

(○：委員、●：委員長、◆：説明者)

【協議テーマ1】

「若年層への情報発信・働きかけ ～若年層の積極的な参加に向けて」の意見交換

- 若年層への情報発信・働きかけ等、裁判所の取組に関する説明について、もう少し聞きたいこと、あるいはこの点がよく分からなかった等の質問があれば伺いたい。
- 裁判官が学校へ出向いて講義等を行う「なごや出張裁判所」の取組について、模擬裁判又は模擬評議が行われているが、弁護士会でも模擬裁判等を行っていることもあり、学校側からの要望として、模擬裁判や模擬評議の要望が多いのか、あるいはそうでないものの方が多いのかを具体的に伺いたい。
- ◆ なごや出張裁判所では、申込みを受けるに当たり、テーマの希望を聞いているが、実際に多いのは、先生からの要望ということもあり、18歳が成年になることの意義、裁判員制度の説明といったものが多い。また、大学からは模擬裁判、模擬評議の要望がある。
- ◆ これまでは講義中心のものが多かったが、来月からは大学のゼミに赴いて模擬裁判を行う予定があり、その頻度は、1か月に1回から2回の実施を予定している。
- 刑事部内に広報のチームがあると聞いたが、それはいつ頃出来たものか。また、どれくらい的人数、態勢で取り組んでいるのかを伺いたい。
- 従前から広報活動は行っていたが、18歳、19歳を意識した本格的なプロジェクトチームを刑事部内で作ったのは、本年4月である。

若年層の18歳が裁判に参加できるということで、そのあたりの年齢

層への広報の強化を目的としている。

構成は、裁判官では裁判長クラス、右陪席クラス、左陪席クラスに加え、刑事部内の事務方及び総務課広報係である。

- 広報用ポスターも広報チームで作成されたとのことだが、その中に広報用ポスターを描くことに長けた方がいるのか。
- 左陪席の裁判官が美術を得意としていることから、ポスターや模擬事例のアニメの絵を描いている。
- なごや出張裁判所について、高校や大学からの依頼が多くあり、受講した人数が1, 100名ということであるが、愛知県下の200数十校の高校のうち、出張講義を行った高校の数を伺いたい。
- ◆ 高校は5校、大学からも幾つかから依頼を受けている。参加人数が多い要因としては、学年全体に対し講義をする等、多くの生徒が参加できる取組を行っていることによるものである。
- 一見すると多そうには見えるが、学校の数からすると少ないのではないかと、趣旨からの御質問だと思われる。まさにそのことが一つの課題であり、多くの学校に派遣するためにはどうしたらよいのかという点については、いろいろなアイデアを求めたい。
- 私の所属する職場では、昨年までの取組として、高校に対して出前講座を行っており、社会人の方を学校に派遣し、「社会人とは」という内容の講座を十数年行っていた。年間で多い時だと50講座、平均で30講座から40講座を行っていた。そういうこともあり、凄く興味がある内容だったので、どのくらいの広がりがあるのかというところを確認した次第である。
- 委員から、社会人になることの意義、大人になることの意義などについて50講座程度行っている旨を聞いたが、実際の取組の内容及びどのような形で講座を設けているかを伺いたい。また、委員が関与している

講座と比較して裁判所の取組についてアドバイスを伺いたい。

- 裁判所の取組は本年6月からであり、これからという中で1, 100人も集められたというのは凄いことであり、それほど関心が高いということを感じている。

私の所属する職場では15年程前から出前講座をやっていたが、残念ながら昨年で本事業は終了している。対象は高校生であり、社会人の現役の方を高校に派遣し、社会人になるに当たり、どういったところでやりがいを求めるのか、将来どういったビジョンを描くのかということ個人体験を基にして講義を行う趣旨で行ってきた出前講座である。

出前講座を始めるに当たり、愛知県及び名古屋市の教育委員会の方々と事前に十分な打合せを行う等の協力を得るとともに、高校の担当者の協力も得て何とか活動を行えたという状況である。

そのような中で、我々企業側から学校教育に対して、どのような人材に対し、どのような教育を行い、どのような人材を育てて欲しいのかを知っておく必要があり、それに関しては、企業側の人事担当者や経営者に対していろいろなアンケートを取りながら、教育委員会の方々と懇談の場を設けて、人材のニーズ、現場の声に関して意見のすり合わせを行いつつ、講座を進めてきた状況である。

そのようなニーズのすり合わせも大事であるが、具体的にこういう事業を行っていることを高校の先生に知ってもらわないと利用されないこともあり、広報が必要となる。この点については、校長会という学校長の集まりがあり、そのような場に担当者が出向き、出前講座をこのような趣旨で行っていることを内容と事例とともに説明する、又は学校長宛てにダイレクトメールを送る等を年間通して行い、いろいろな積み重ねの結果、やっとそこまで辿り着いたという状況である。裁判所の「なごや出張裁判所」は、6月から始めて三、四か月で現状の実績を築けたと

いうことは、やはり社会的なニーズがあることを感じている。

- 最初は教育委員会に相談し、実際に派遣する学校等も教育委員会から紹介を受けるということか。

- 出前講座立ち上げの際は、教育委員会だけではなく、所管行政庁と連携し、色々な広報に関しては教育委員会にお願いし、直接の講座の募集や何を行うか等は所管行政庁と直接やりとりした。日々の運営に関しては、私の所属する職場と所管行政庁とで行った。

また、年1回、所管行政庁を含めた3者合同で会議を開催し、その中で振り返りや改善点を話し合いながら、翌年何をどうすべきかということの検討を年々重ねた次第である。

- 教育委員会には、金融関係等、いろいろなところから社会人に向けた講座等を開催したいという相談があると思われるが、相談内容の特徴や教育委員会として協力できる範囲等を御紹介いただきたい。

- 高等学校の教育について、現在、新学習指導要領に移行しており、令和4年の4月から10年ぶりに高等学校の新学習指導要領が改訂された。ちょうど成年年齢の引き下げと重なる時期になっており、非常に大きく変わっている。

改訂された内容について、裁判員制度に関わることでは「公民」という教科の中で「現代社会」という科目が新学習指導要領により「公共」という科目に変わった。「公共」の中では、裁判員制度についてかなりページが割かれており、教科書にも掲載されている。

例えば、模擬裁判のやり方、「シミュレーションで裁判員になって考えよう」、「刑事模擬裁判をやってみよう」等、具体的なものが掲載されている。

こういうものを目にした時に、教員としても知らないことをいきなり教えろと言われても不安であると思われる。校長会等の場で「なごや出

張裁判所」を行っていることをPRすると、学校としては非常にありがたいのではないかと。

「公共」は高校1・2年生で必ず履修する科目であり、18歳になる前に全員が学習する。この科目において裁判員制度というものがどういふものかということ学ぶ。校長会等でPRを行い、各学校に行く機会を増やしていくことが非常に有意義なのではないか。

また、それぞれの教科で高等学校社会科研究会等の研究会が作られているが、それらの研究会でPRすることで多くのニーズがあると思われる。

また、生徒が学校の中で勉強するのはもちろんのことであるが、保護者に対してアピールしていくことも非常に重要なことである。18歳の子供を持つ保護者の中には、18歳から裁判員候補者になり得ることを知らない方もいる。県の生涯学習課では、社会教育団体としてPTAに対する指導助言を行っており、県の高等学校PTA連合会という組織の集まりの場で成年年齢引き下げや裁判員制度に関する内容を話題にすることがある。また、年に二、三回発行しているPTAの広報誌があるが、その中に消費者教育の内容を掲載することもあるので、裁判員制度に関する内容を掲載してもらおうという方法も考えられる。PTAの広報誌は保護者と生徒が家庭で一緒に見る新聞であり、それを通じて家庭で話題になれば不安解消にもつながると思われる。

- 弁護士会においても模擬裁判等を行っているとのことであるが、弁護士会の取組状況、又は模擬裁判を開催するためのノウハウを伺いたい。
- 弁護士会では、会内にある法教育委員会を中心に出前授業を行っている。その他にも「いじめ予防授業」や「デートDVの防止授業」等いろいろなメニューがある。また、年に1度、サマースクールを開催しており、中高生を対象に模擬裁判、法曹の講話、ディベートを一緒に行う等

の取組を行っている。

これらの授業やイベントを広報するに当たっては、校長会に出向いてチラシを持参しての案内、対象となる学校へのチラシの送付、教員の方の研究会に参加して面識のある先生への案内等の方法により、内容を知ってもらっている。

出前授業の内容は、講演もあるが、模擬裁判やディベートをメニューとしており、模擬裁判・模擬評議・ディベートは子供達に人気がある。机上で勉強することも大事であるが、模擬で体感すると「こういうふうを考えればいいのか」と気付きがあるようで、模擬評議・模擬裁判の機会は非常に大事である。

また、年に1回のイベントでは、裁判所の協力も得ており、裁判官、検察官は子供たちに人気があり、弁護士よりも裁判官・検察官からもっと話が聞きたいという意見があるので関心は高いと感じることから、あとは周知を工夫すればよいのではないか。

- 振り返ると、検察庁では裁判員裁判が出来た頃、社会的関心が強く、どうしても知ってもらわなければならないという切実な思いもあり、かなりの数の検察官が出前授業に行き、模擬裁判も活発に行っていた。

現在は、他の組織の働きかけでそれに乗るという機会が多く、積極的にこちらから発信することがやや少なくなっている。

- これまでPRする側の話聞いてきたが、PRを受ける側、又は若者と接している方の意見を伺いたい。
- 広報・周知の仕方について、究極的に18歳、19歳の若い人たちに話をするには、今は「Y o u T u b e」が一番である。テレビは見ないがY o u T u b eは見るという人が多く、保護者の方への周知も含めて、Y o u T u b eは一般的に有益である。

私の所属する職場でも扱っている内容に関することを知ってもらいた

めにいろいろな活動を行っているが、活動の一つとして、かなりの数の小中高校に出向いてその教育を行っており、大学でも授業を行っている。また、Y o u T u b eにおいて、今年は動画をアップし扱っている内容を知ってもらうのと同時に仕事内容を知ってもらうためのP R活動をかなり行っている。学校という単位でP Rすることも大事であるが、個別に働きかけるためにそういったツールを利用することもよいのではないか。

なお、個人的な感想になるが、「大人として扱うべき」、「司法や裁判を18歳から考える」というのは大いによいことではあるが、法律的には18歳から候補者になることは理解したものの、あまりにも人生経験の少ない18歳、19歳の人達を参加させることに関しては、自分が18歳、19歳の時に人を裁くということは到底出来なかったであろうと思う。18歳、19歳という年齢では、感情等に左右されて判断してしまうかもしれない。そういったことを踏まえて、運用を考えて欲しい。

- 裁判員制度というのは、多様な方々のいろいろな意見を聴くことによって、全体として質の高い裁判ができるということであり、ある一定の方だけを選んでいくという発想ではないと理解している。若い人から見たらどう見えるのかという意見を聴くことも、裁判の質を高める上では大事なことはないかと考える。

当然、若い人たちも不安に思うことがあると思うが、若い人たちが参加することに意義があることをいかにして伝えるのかというところを今後考えていきたい。

- 更生保護の対象となる方は、年齢が上の方もいるが、若い人もいるかと思われる。最近の若い人を見ていて、若者の気質とか傾向をどのように感じているか、あるいはそういった人たちが裁判員裁判に参加することについて、どのような不安を持つのかという点について伺いたい。

- 日頃から矯正施設（刑務所・少年院）という保護施設に赴いているが、実際、対象者の方と食事を共にしたり、作ったものを提供したりしているが、入所者個人から話を聴くというのは難しく、特に若い人達と一対一で会話をするこゝも話を聴くという機会もない。

事件というのは加害者が100パーセント悪いという一般的な決めつけという考え方が多いが、個々に話をしていると、巻き添えで罪を作ってしまったということもある。

裁判員制度では候補者を無差別的に選んでいるということであるが、裁判員候補者に選ばれる若い層の方で、候補者に選ばれた時点で制度に参加することを断る人がいるのか、それとも出席する人が多いのか伺いたい。

- 若い人が出席を拒否することが多いかという点について、正確な統計は取っていない。辞退事由という形で辞退が認められる理由に当てはまるか当てはまらないかという観点で見ているため、いざ若い人たちに来てもらうにはどうしたらよいのかということ調べてよと思っても、その統計がないと言うのが実情である。

学生又は生徒は、辞退を認められる事由の一つである。経験上、学生で辞退をしたいという方も一定割合いると感じる。他方で、学生であるが、春休みのため出席するという方もいる。少しでも出席できる時であれば出席したいという人をいかに増やしていくのかというのが課題である。

- 昨年の今ぐらいの時期から、令和4年4月に成年年齢が引き下げられるということで消費者問題が若年層中心に増えるのではないかと考えていた。それまでは、高齢者に対してどのような防止策を行うのかを継続して議論してきて、昨年くらいから若年層、特に18歳、19歳、もちろん20代でも30代でも引っかかる人は引っかかるので、そういった

人達も念頭にあるが、社会的に民法が変わるということで話題になることをきっかけとし、そういうタイミングでどのように働きかけるかという検討を行ってきた。

御承知のとおり、消費者庁も大変力を入れており、消費者庁のHPを見るといろいろな動画等が多く作られてアップされている。我々も昨年「eブック」という形で若者向け啓発の動画を作った。作るに当たり、私だけでなく様々な有識者を含めて、若い20歳前後の方たちと話をしたところ、Z世代と言われるだけあり、ほとんどがSNSの世界で、こういった冊子は見ない。先生方の負荷等を理由に、学校で教えるという時間が取れないこともあることから、自ら学べるオンデマンド方式も行っている。消費者庁のHPにもYouTubeの動画が多くアップされているが、そういったものを興味深く見た方がそれをSNSで拡散することを狙って作られているのが実情である。

消費者問題は、裁判員制度とか裁判自体の話とは若干性格が違ふと個人的には感じている。消費者問題は、誰でも一度は引っかかる、又はそういう目に遭いそうになるということがきっと人生の中に必ずあると思っており、「明日はあなたですよ」というような世界であるため、裁判員制度とは少し性格が違ふのかなと思うが、若者への周知は、特に社会が注目している成年年齢引き下げというタイミングを捉えて学校に出向くこと等を行っていくのが非常に良いタイミングで、「今しかない」と感じしており、継続して続けて欲しい。それにより、18歳、19歳ではなくて、20代若しくは30代が、以前に聞いたことがあるけれど最近聞かないなと感じていた裁判員制度の情報に接することで意識が全体的に高まるのではないかと。

力を入れて取り組むのであれば、Z世代には動画・SNSといった道具を使い発信するのがよいと考える。

- 大学において、18歳、19歳の生徒を受け持っていることから、この機会を利用して学生に裁判員裁判のことを聞いてみようと思い、「知っているか」という話をしたところ、ほとんどが高校で勉強してきているため、裁判員裁判のことは知っているという回答であったが、18歳、19歳もなり得るということは知らなかったというのがほとんどの学生の反応であった。

私のゼミの学生は精神保健福祉士や社会福祉士になる学生が多く、その中の8割くらいが何らかの形で、医療観察法の対象の方や知的障害で犯罪を犯した方等の更生保護の対象者と関わることになる職業に就くため、積極的に裁判員裁判に参加したいのかなと思い聞いてみたところ、10数人いる中で積極的に参加したいと言った学生は2人しかいなかった。理由としては、裁判を受けた後、更生保護の対象になるような方達と関わるが多いため、裁くという役割が厳しいということであった。

次に、YouTubeで動画を何本か探し、裁判員裁判の様子を学生に見せる試みを行ったところ、もし自分が裁判員に選任された時に加害者や被害者よりも傍聴席の目が気になるという意見があった。自分がどう発言するかというのをいろいろな人達から見られている又は評価されていると感じ、素直に意見を述べることができないのではないかと、多くの場を踏んでからでないかという場に立てないのではないかとという意見であった。また、裁判員の中に若年がポツンと入ることがどうなのかという意見もあった。模擬裁判を体験した学生もいたが、それは学生同士で行っているのでワイワイとできるが、50代、60代の中に自分がポツンと入った時にその中で適応できるのかという意見もあった。

最後に、動画にあった「一般常識で答えてくれたらいいですよ」という話の中の「一般常識」という言葉に対して学生はかなり引かかったようである。今の時点で一般常識が自分にどれだけ身に付いているのか

と感じており、一般常識という言葉の基準は少し厳しいと思われる。ありのままで発言してよいという空気が実際の現場にはあるのだろうかという意見もあった。

そういった中で、具体的に裁判員裁判のイメージが固くなくて柔らかく求められないのかという話をしていたところ、BS朝日で「相棒」というドラマが放映されており、裁判員裁判が始まる前に撮影されたものだったが、非常にイメージしやすいものであった。例えば、「HERO」とか「相棒」とかそういう番組の中でこのことが取り上げられて、そういうものを何回か視聴できる環境があると、もう少しイメージが具体的になったりとか、ポジティブな感じになったりするのではないか。

- 学生が感じている不安とか実情がよく聞けた。おそらく、その不安に対して、裁判所としては「本当はこうなんですよ」というのをきちんと伝えていくことが非常に重要であると感じている。それを伝えるためには、伝える機会を作っていかなければならないと改めて思った次第である。

「一般常識」という言い方は、要は、専門家でなくても構わないという趣旨で使っているが、「常識人たれ」という形の言葉として受け止められるという可能性もあるのかなというように感じ、いろいろと工夫が必要であると考えている。

- 言葉の問題に関し、広報する時のハードルを下げるためには、言葉に気を付けないといけない。新聞の世界でも裁判所担当の司法記者が書く記事というのは評判が悪く、言葉が難しく、一般の方が読むと何のことか分からないと言われているので、そこを注意する。この会場に掲示されている広報ポスターも本当に工夫されていて素晴らしいと思うが、若い人から見るとハードルが高く、そもそも「司法」という言葉自体が何のことだか分からないというのがほとんどの人ではないかなと思う。

先程の動画でタイトルが「量刑を考える」となっていたが、私たちは当たり前だと思っけていても若い人たちには「量刑」という言葉がさっぱり分からない。ハードルをどこまで下げるのかという問題はあるが、「司法と裁判」というポスターを見て関心を示す若い人たちは、もともと大丈夫な子達だと思ふ。そうではなく、これを見て「怖い」「気持ち悪い」と感じる人達にどう働きかけるのかが問題であり、昔から議論されており、裁判所はそこが一番苦手で同じ議論が繰り返されていると思われるが、言葉の問題も、司法とか裁判という言葉の意味をそもそも分からない子達に向けた言葉使い若しくは届ける方法を考えていくことが必要である。また、Y o u T u b e や模擬裁判を行っていくことも重要である。

- 私の所属する職場では、投票年齢が下がった際、選挙出前トーク等を行った。その結果、アンケートに「興味が高まった」「理解が深まった」等という回答があった。ただし、選挙出前トークを学校などにPRしても一部の学校でしか行ってもらえず、全ての学校でという訳にはいかない。若者はパンフレットを見ないので、T w i t t e r やSNSを活用した短いものと長いものを作り、短いものに関心が寄せられれば、次に長いものを見せるというような工夫が必要である。

個人的な意見だが、自分もよく理解していないところもあり、最近ではテレビや新聞等でも裁判員制度が取り上げられてないような気もするので、そういったところで取り上げてもらうとよいのではないか。また、電車内の広告、テレビ広告等でも少しあると理解が深まるのではないか。

また、法学部の学生だと理解が深まるので参加したいという気持ちになるが、法学部以外の学生は制度のことをよく知らないことから、「何日拘束されるのだろう」等、そういったことで不安になり、法律のことをよく知らないけどそれでよいのか、殺人事件の写真を見て怖いのではないか等、様々な不安があると思われるので、そういった不安を解消し

てあげるようなPRをするとよいのではないか。

- 「裁判員裁判への参加に不安がある場合、その解消をどうするのか」というテーマについて、そもそも不安でないことをきちんと言語化しておくことが必要だと思われる。年齢が高い人を含めた不安なのか、若年層に限る不安なのかを切り分ける必要があるのかどうかの議論がされていないと思われる。18歳、19歳にとっての不安は50歳、60歳にとっても同じ不安であるかもしれないので、そこは検証しておく必要がある。

また、辞退率の統計がないということだが、なごや出張裁判所において講義を行った1,100人の生徒等から意見を聴いていると思われるので、そういうデータは必ずあるのではないか。そういったことを整理しないと、「不安」というビッグワードを細分化できないし、細分化してこそ若年層特有の不安かどうかが分かる。もし、若年層特有の不安がないのであれば、切り分ける必要がなく、50歳、60歳の不安と同じように考えればよい。

最後に、「なごや出張裁判所」は学校で実践した取組だが、学校に行っていない人はどうするのかをどこかで議論する必要がある。

- 実際に出前講義を行ってみて、何が変わったのかというのを参加した人から意見を聴いてくる等、身近なところから取り組むのも一つの方法と思う。指摘されたものについては、更に工夫していきたい。
- 私の所属する職場では、法教育ということで、高校に対し、民事事件について消費者被害に関する出前講座を行っている。法律というものに興味を持ってもらわないと、次の制度のことにも進まないのではないか。非常に興味がある子達もいるが、そもそも法律というものに大分距離があるのではないか。例えば、刑法や民法をもう少し自分のこととして具体的な例と共に置き換えができると、その先の裁判員制度というところ

にもクローズアップできる。

内容については、Y o u T u b e や動画といったものが一番よいと考える。高校生などは文書にするとほとんど見ない。最初の10秒くらいで掴まないとその先を見てもらえないというのもその通りである。方法としては、インターネットやY o u T u b e である。HPだけあるというのは全然駄目とのことである。

12月3日に成年年齢引き下げのイベントを開催予定であるが、チラシやHPだけでは募集がなく、とある広告関係の人曰く、今の若い子達はL I N E 等に入ってくるような、押し売りのような広告でないと目に入らない。自分で取りに行くというよりは、情報は来るものだという感覚のようであるから、どんどん推していかないと駄目なようである。

広報の時期については、18歳の前後、卒業する前であったり、又はその後がよいと思われる。卒業する前の学生については、受験の問題があり、中々気が回らない。受験するということは大学や専門学校に入ることが考えられるため、大学や専門学校の最初の時期にアナウンスすることも考えられる。その時期の前後が一番興味を持つと思われるので、そこをターゲットに広報活動を行ってはどうか。

- 先程、委員から学校に行っていない子についてはどうするのかという指摘があったが、高校に入る前の段階で、どのような授業、どのような取組がなされているのか、あるいはどのようなことが期待されるのかを伺いたい。
- 中学校でも、同じような形で授業の中で裁判員制度を取り入れている。義務教育段階のレベルで少しづつ興味を持たせるのは有効である。

最近では、Y o u T u b e や動画も充実しており、特にコロナ禍でいろいろなオンライン動画の教材が増えた。現在、高校の教科書は雑誌のようになっており、中学校の教科書は更に写真が多くなっている。また、

オンライン動画を見て自宅学習をさせるような方法に中学校もシフトしてきている。

いかに若年層に興味を持たせるか、法というものについて興味を持たせるかということについては、中学校でも模擬授業、模擬裁判のようなことを中学校レベルでもやっており、若いうちから少しずつ触れさせるというのは非常に今後有効になっていくのではないかと。

【協議テーマ2】

「若年層の裁判員への配慮」の意見交換

- 若年層の裁判員への配慮に関する説明について、質問があれば伺いたい。
- 裁判員及び補充裁判員を決めるときに使う「くじ」というものがよく分からない。具体的にはどういった「くじ」なのか。

また、候補者名簿を作成する際、各選挙管理委員会が作成した名簿に基づいて裁判員候補者名簿を作成するということだが、母体はどれくらいになるのか。

最後に、最終的に裁判員6人及び補充裁判員2人になるということだが、どれくらいの人数から絞られるのか。

- ◆ 「くじ」というのは、実際に棒を引いたりする訳ではなく、PCを利用し、ボタンを押すことでランダムに抽選されるという機能を持ったシステムを利用している。
- 愛知県の選挙人名簿に掲載されているのは400万人強であり、実際、1年間の候補者になるのは8000人程度となり、500人に1人の割合で裁判員候補者となる。

また、裁判員6人及び補充裁判員2人が選ばれる母数は事件によって異なるが、基本的に名古屋地裁では20人～50人の中から最終的に裁判員6人及び補充裁判員2人を選任している。

なお、審理が長期間になる事件であると、差し支える方が出ることを考慮して多少多めの候補者から選んでいる。

- 現在裁判所で行っている裁判員に対するいろいろな配慮について説明を行ったが、これで十分なのか、あるいは若い人向けにもう少しこういう取組を行った方がよいのではないかという点について、意見を伺いたい。

- 若年層の参加意欲を高めるということについて、「制度が変わった、あなた方も参加してよいのです」というのもよいが、むしろ「あなた方若い人の意見こそ欲しい」と積極的に動機付けができるような取組があればよいと考える。広報の場面のほか、当日の法廷・評議においても一貫して強調していくのがよいのではないか。

また、いろいろな不安に対し、いろいろな解消方法がある。若い人の不安の中に「若者が入ってよいのだろうか」というものがあつたが、その解消方法としては、「あなたはチームの一員であり、一人で決めるのではなく、皆で決める。その中の一員としての参加である」と伝えることで、いくらか不安は解消されると考えられる。

- 一番危惧するところは、「自分が発言してよいのか」という不安をどのように解消するかである。例えば、裁判官及び裁判員6人の中で発言するというのは若年層には難しいと思う。今も中々そういう発言をできない若い人が多いと聞き及んでいるが、なおかつ年齢が低いということで話しにくいということなので、例えば、全体で集まるのではなく、小分けにグループにして意見集約し、後でまとめる又は統合するという方法はどうか。少人数であれば、発言する可能性もあり、これは別に裁判員制度に限られることではないが、そういった工夫も必要ではないか。

- 少人数で議論するのは「仕組み」上は出来ない。今の人数が決められた経緯は、裁判員6人と裁判官3人というのは、ちょうど意見が言いや

すい人数ではないかという観点で制度設計がされている。とは言え、その人数であっても意見を言いにくい人がいるのだということを頭に入れながら、いろいろと評議等を進めていく必要があると感じたので、そのことは裁判官に伝えることとしたい。

- 「不安が若年による不安なのか、一般的な裁判員になる方の不安なのか」ということについて、一般的な不安の方が強いと感じている。

評議の中にポツンと入るといふことの抵抗感を乗り越えられるのだろうかと考えた時に、自分で辞退するという方法もあるということが示されている以上、やはり厳しいなと思えば辞退すると思われる。その分、自由に発言してよいという姿勢を裁判官が維持されたい。

また、当大学の学生がもし裁判員になった時、「公欠」扱いになると思っていたが、調べたところ、試験だけは追試が認められるが、公欠にならないことが判明した。愛知県の大学の場合、「学長懇話会」という組織があるので、学生に対する配慮、出席に対する配慮、裁判員になることへの配慮を是非お願いして欲しい。

- 裁判員裁判が始まる際に、経営者の方々にはいろいろとお願いをしてきたところであるが、大学等にはお願いしていないと思われる。ある意味、PR活動の一貫として、大学等に配慮をお願いする機会を作ることも必要と考える
- 本日は委員の皆様から様々な経験を踏まえての貴重な意見を頂戴した。本日頂戴した意見については、裁判所における事務改善に向け、参考にさせていただく。

以上